

後見制度支援信託・預貯金の導入促進

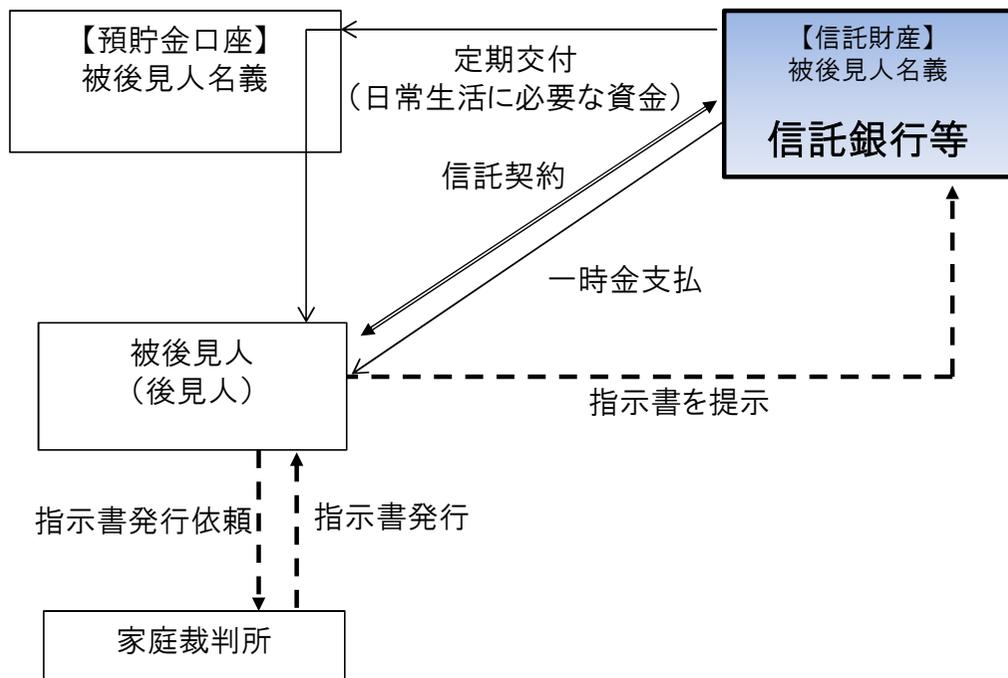


2019年12月26日
金融庁

1. 後見制度支援信託・預貯金のスキーム

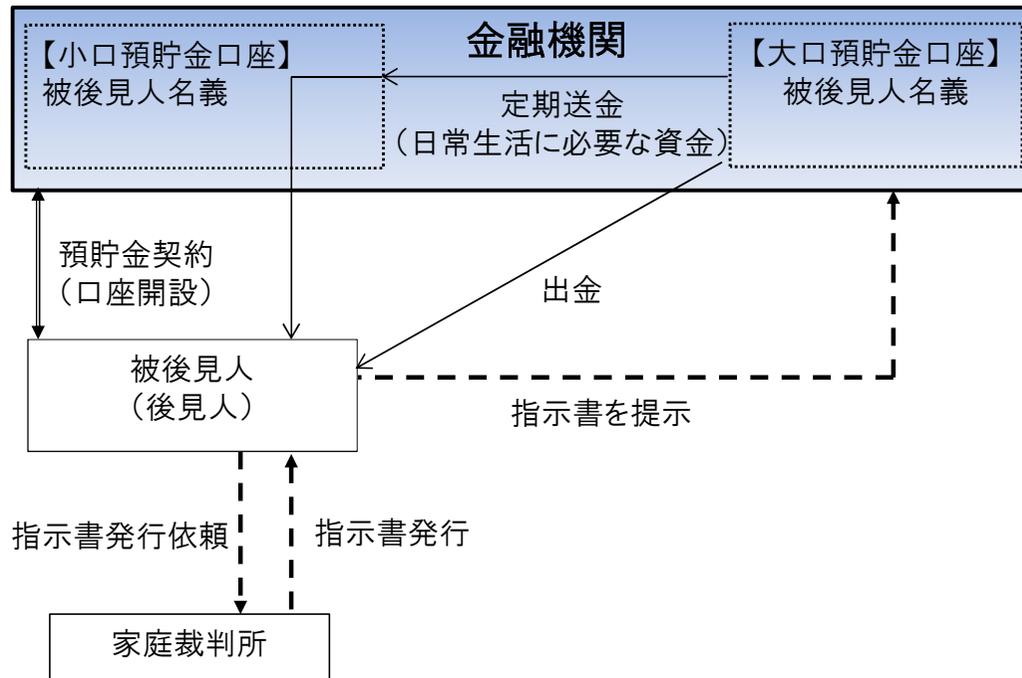
後見制度支援信託

- ◆ 被後見人の金銭を信託銀行等の信託財産において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、信託財産から被後見人の銀行口座に定期交付。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援信託契約時
 - ・ 定期交付額の設定時
 - ・ 信託財産からの出金時 等

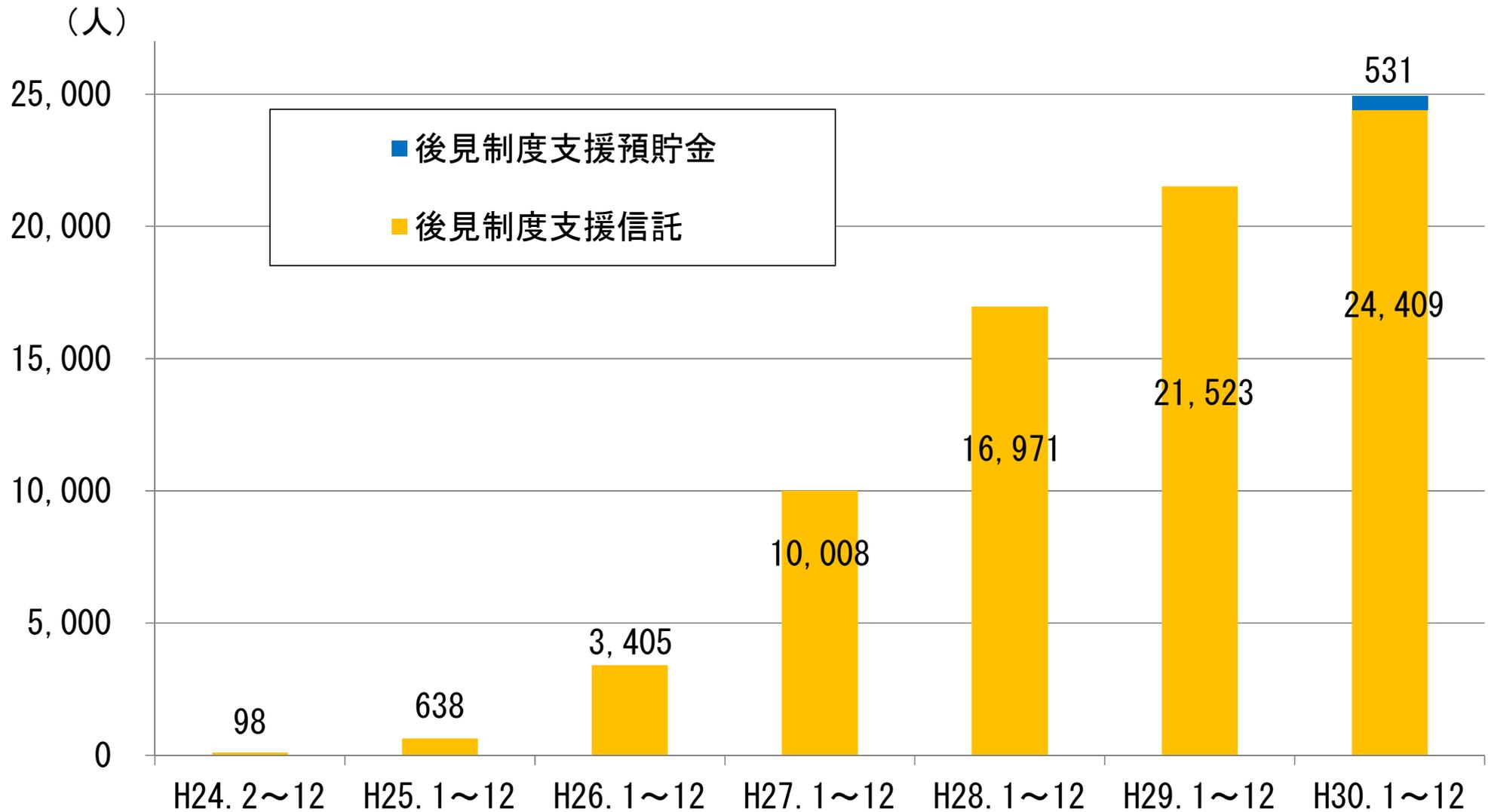


後見制度支援預貯金

- ◆ 被後見人の金銭を大口預貯金口座と小口預貯金口座において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、大口預貯金口座から小口預貯金口座へ定期送金。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援預貯金契約時 (口座開設時)
 - ・ 定期送金額の設定時
 - ・ 大口預貯金口座からの出金時 等



2. 後見制度支援信託・預貯金の累計利用者数

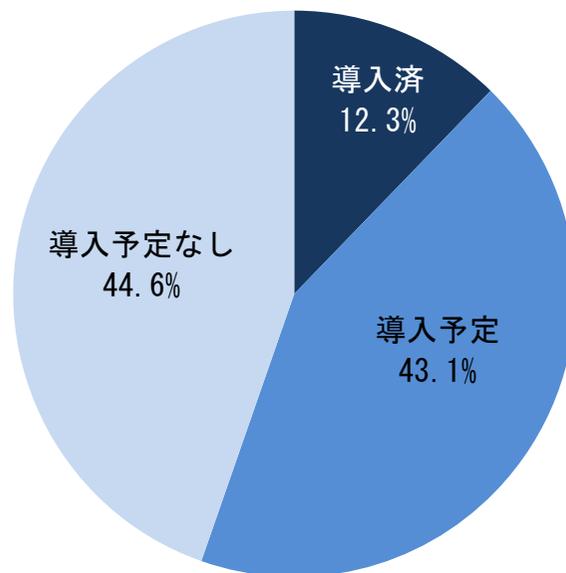


(出典) 最高裁判所「後見制度支援信託等の利用状況等について」を基に金融庁作成

3. (1) 前回以降の金融庁の取組み - KPIの設定①

- 2018年12月末時点において、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金を導入している金融機関は約12%。
- 後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金を導入予定の金融機関は約43%。導入済の金融機関と導入予定の金融機関を合わせると約55%。

【図表】後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の導入状況(2018年12月末時点)



(注) 調査対象：1,330金融機関（個人預金残高ベース）
(出典) 金融庁

3. (1) 前回以降の金融庁の取組み - KPIの設定②

成年後見制度利用促進基本計画（抜粋）

2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

(2) 今後の施策の目標等

① 今後の施策の目標

ウ) 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

(a) 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実

- 不正事案の発生やそれに伴う損害の発生をできる限り少なくするためには、不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの整備が重要である。このため、成年後見制度の利用者の利便性にも配慮しつつ、後見制度支援信託に並立・代替する預貯金の管理・運用方策の検討の促進等について検討を行う。

成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI

KPI（2021年度末の目標）

- ・ 全預金取扱金融機関（※）の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合

50%以上（平成30年12月末時点 約12%）

（※）ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合に係る個人預金残高は除く。

3. (2) 前回以降の金融庁の取組み - 銀行業界への導入促進①

2019年9月

主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会 との各意見交換会において、本年6月18日の「認知症施策推進大綱」のとりまとめを受け、改めて、以下の点を要請。

- ・ 認知症サポーターの養成や店舗への配置
- ・ 後見制度支援信託・預貯金の導入の推進
- ・ 認知症に関する金融商品・サービスの開発・普及

3. (2) 前回以降の金融庁の取組み - 銀行業界への導入促進②

利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～<抄>
(令和元事務年度)

2. 多様なニーズに応じた金融サービスの向上

(2) 多様な金融サービス利用者のニーズへの対応と信頼感・安心感の確保

① 多様な金融サービス利用者のニーズへの対応

(ア) 高齢者等への対応

【金融行政上の課題】

成年後見制度の利用者数が増加する中で、後見人による預金財産の不正利用の問題が指摘されたことを踏まえ、成年被後見人の財産の適正な管理を確保するため、2012年に後見制度支援信託が導入された。しかしながら、後見制度支援信託については、「信託銀行の店舗が限られている」「今まで取引のない金融機関と取引を始めることに抵抗がある」といった指摘があることから、後見制度支援信託に代替・並立する預貯金(以下「後見制度支援預金」)の積極的な導入が求められている。高齢者等に対応した信託商品など創意工夫ある金融商品の更なる開発・普及も重要な課題である。

【昨事務年度の実績】

後見制度支援預金及び後見制度支援信託の導入状況について、全預金取扱金融機関にアンケート調査を実施した。その結果を見ると、後見制度支援預金又は後見制度支援信託の導入割合(個人預金残高ベース)は、昨年12月末時点で約12%に留まり、導入割合は未だ低い水準となっている。このため、当該割合を50%以上(2021年度末時点)とするKPIを設定した。高齢者等に対応した金融商品については、将来の意思能力低下を懸念する顧客の財産管理等を行う信託商品の普及が進んでいる。

【本事務年度の方針】

成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預金の導入を促していくほか、高齢者等に対応した創意工夫ある金融商品の更なる普及に向け、各金融機関の取組みを後押しする。

3. (3) 前回以降の金融庁の取組み - 導入状況の調査

- 2020年3月以降、毎年度末時点の導入状況の調査を実施し、実態を把握。
- 引続き、各業界団体との意見交換会等の場を活用し、各金融機関に導入を促していく。

「後見支援預金」広がる

認知症などで判断力が衰えた高齢者の資産を管理する「後見制度支援預金」が広がっている。口座開設、預金の引き出しや解約に家庭裁判所の了承が必要で、3メガバンクが取り扱いを始めた。地方銀行でも広がっており、銀行業界は成年後見人による財産の使い込みといった不正の防止につなげる狙いだ。

3メガや地銀

家裁の指示で引き出し

2017年ごろに取り扱いが始まったが、金融機関は信用金庫や信用組合などにとどまってきた。家裁ごとに指示書の書式が異なり、広域で営業するメガ銀行や地銀は取り扱いが難しかった。

19年に入り、最高裁判所の主導で指示書の統一が進んだのを機に3メガ銀が取り扱いを開始。阿波銀行（徳島県）や広島銀行などの地銀も始めている。

高齢者が持つ財産の不正使用を防ぐ金融商品には信託銀行の「後見制度支援信託」もある。ただ信託銀行の店舗は地方では限られるため、金融庁や法務省などの関係省庁が銀行に導入を働きかけてきた。